

京都市告示第 359 号

児童福祉法第 21 条の 5 の 23 第 1 項第 4 号及び第 5 号，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 50 条第 1 項第 4 号及び第 5 号の規定により，次のとおり，指定放課後等デイサービス事業者，指定居宅介護事業者及び指定重度訪問介護事業者の指定を取り消します。

平成 27 年 9 月 9 日

京都市長 門川大作

事業者 の名称	事業所の名称 及び事業所番 号	事業所の所在地	サービス種別	取消年月日
有 限 会 社 ジ ー ク	支 援 セ ン タ ー ハ ー ト ベ ル 2 6 5 0 9 0 0 1 2 5 (放課後等デイサービ ス) 2 6 1 0 9 8 1 2 8 0 (居宅介護, 重度訪問介 護)	京 都 市 伏 見 区 桃 山 町 山 ノ 下 4 8 - 1 0	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス 居 宅 介 護 重 度 訪 問 介 護	平 成 2 7 年 1 0 月 3 1 日

(保健福祉局保健福祉部監査適正給付推進課)